

# 資格取得支援制度規定

## 第1条（総括）

この規程は、資格取得支援制度の取り扱い基準について定める。

## 第2条（定義）

この規程において資格取得支援制度とは、会社が指定する資格を社員が取得する際、会社が支援する制度をいう。

## 第3条（目的）

資格取得支援制度は、社員の自己啓発、能力開発、キャリア育成を促進し、企業の活力向上させることを目的として実施するものである。

## 第4条（適用者）

この制度の適用を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

1. 正社員であること
2. 勤務態度が良好であること
3. 今後とも引き続き、会社に勤務する意思のあること
4. 第5条1項1号及び2号の受講に関しては、今後会社の施設で対象の任務に就く可能性があり、辞令により任務に就くことができること

## 第5条（対象資格）

この規程において支援の対象とする資格は、次に挙げるものとする。

1. 社員が受講・取得・保有することを、会社が推奨する資格
  - (1)サービス管理責任者資格（基礎研修、実践研修、更新研修）
  - (2)相談支援専門員資格（初任者研修、現任研修）
2. 社員が受講・取得・保有することで効果が期待できる資格
  - (1)介護職員初任者研修
  - (2)実務者研修
  - (3)介護福祉士資格
  - (4)社会福祉士資格
  - (5)精神保健福祉士資格

## 第6条（支援制度内容）

資格取得に向けた支援制度は、次のとおりとする。

1. 受講のためのシフト調整
2. 資格取得にかかる受講料の貸付
  - (1) サービス管理責任者資格（基礎研修、実践研修、更新研修）：全額貸付
  - (2) 相談支援専門員資格（初任者研修、現任研修）：全額貸付
  - (3) 介護職員初任者研修：50,000円を上限に全額貸付
  - (4) 実務者研修資格：100,000円を上限に全額貸付＊ただし、介護職員初任者研修の貸付を受けた者は50,000円を上限とする
  - (5) 介護福祉士資格：120,000円を上限に全額貸付＊ただし、介護職員初任者研修の貸付を受けた者は70,000円を上限、実務者研修資格の貸付を受けた者は20,000円を上限とする
  - (6) 社会福祉士資格：120,000円を上限に全額貸付
  - (7) 精神保健福祉士資格：120,000円を上限に全額貸付
3. サービス管理責任者資格（基礎研修、実践研修、更新研修）、相談支援専門員資格（初任者研修、現任研修）の受講は出勤の扱いとする

## 第7条（貸付費用）

第5条に定める資格を取得しようとする際は、以下の費用を対象として貸付を行う。

- (1) 講習等の受講料・教材費
- (2) 受験料

## 第8条（貸付金の返還および免除）

1. やむを得ない事由により、受講の中止、試験の未受験、又は不合格であった場合の対応は、次のとおりとする。
  - (1) 受講の再開、又は再受験する意思がある場合は、貸付日から3年を限度に貸付を継続する。
  - (2) 受講の再開、又は再受験にかかる費用は、資格取得支援制度の対象外とする。
  - (3) 受講又は受験の取り止め、又は本条1項1号の期限を過ぎても対象の資格が取得できない場合は、貸付金を全額返還することとする。但し、継続勤務期間は、協議の上で返回事数を決めることができるものとする。
2. 資格取得後満3年以下の期間において退職する場合は、下表に基づき貸付金を返還しなければならない。

資格取得後の継続勤務期間	免除の割合
満1年以下	0%
満1年超2年以下	33%

満 2 年超 3 年以下	66%
満 3 年超	100%

3. 資格取得後満 3 年を超えて継続勤務した場合には、貸付金の返還を全額免除する。

#### 第 9 条（申請）

貸付を受けようとする者は、原則として貸付を希望する日の 1 ヶ月前までに費用の見込み額を証する書類を会社に提出し、会社と貸付契約契約書を締結するものとする。

（付則）この規程は、令和 6 年 10 月 1 日より施行する。